

「令和6年度最低賃金に関する基礎調査」へのご協力のお願い

事業主のみなさまへ

平素より厚生労働省行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では毎年「最低賃金に関する基礎調査」を実施しておりますが、この調査は毎年度の最低賃金審議会における最低賃金改正等の審議のため、総務大臣の承認を得て実施している統計調査であり、目的以外に使用することはございません。

今般、全国の事業所の中から無作為に選定を行った結果、調査対象となった事業所へはすでに調査票が郵送されております。お手数とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

また、調査票のご提出は 紙調査票による郵送回答または 電子調査票によるオンライン回答のいずれかをご選択いただき、令和6年6月10日(月)までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた内容について、佐賀労働局労働基準部賃金室からお問合せさせていただく場合がございます。下記の携帯番号でのご連絡となりますのでご了承くださいと幸いです。

「最低賃金に関する基礎調査」に使用する携帯電話番号

080-9178-3997

070-3313-4829

佐賀労働局労働基準部賃金室